

静岡県山岳連盟個人会員規則

- 1、個人会員（満18才以上の者）は、入会申込書を提出するものとし、静岡県岳連常任理事会の承認を得るものとする。
- 2、会員は、静岡県岳連の研修会、講習会、登山大会、その他の行事に積極的に参加するものとする。
- 3、会員は、遭難事故の防止活動に協力するものとする。
- 4、会員は、静岡県岳連の登山情報（岳連ニュース、静岡県岳連の全情報、静岡県山岳遭難防止対策協議会の情報）等を得ることができる。
- 5、会員は、原則として日本山岳協会の山岳共済に加入するものとする。
- 6、個人会員の年会費は、年3,000円とする。会費は、年度途中の入会者も同額とし、また、年度途中で退会しても年会費は返還しない。会費収入は、静岡県岳連の一般会計収入とする。
- 7、この規則は、平成27年 5月 9日から施行する。